

上板町建設工事請負業者選定要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、上板町契約規則（昭和59年上板町規則第6号）に規定する、上板町が発注する建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約について請負業者（以下「業者」という。）を公正かつ適切に選定するために定める。

2 随意契約について、特別の理由があるときは、次条から第7条までの規定にかかわらず、請負業者を選定することができる。ただし、この場合において、第8条以下各条の規定を準用する。

(業者の資格)

第2条 業者の資格は、徳島県の共同受付により等級別に格付けされたものとする。

ただし、町長が特に定めた者は、この限りではない。

第2章 業者の格付け基準

(格付け)

第3条 業者の格付けは、別表に掲げるとおりとする。

(等級別格付けの有効期間)

第4条 等級別格付けの有効期間は、当該決定があった日から翌年の等級格付けの決定の前日までとする。

(等級別発注金額)

第5条 建設工事の等級別発注金額は、別表のとおりとする。

第3章 適格業者の選定

(適格業者の選定)

第6条 適格業者の選定は、当該建設工事の発注金額に対応する等級以上の資格を有する業者のうちから選定するものとする。

ただし、必要がある場合には下位の等級の資格を有する業者から選定することができる。

2 適格業者の選定基準は3者以上とする。

(適格業者選定の特例)

第7条 災害工事等で緊急を要するとき、特殊技術を要するとき、その他特別な理由があるときは、前条の規定にかかわらず適格業者を選定できる。

第4章 建設工事指名審査委員会

(委員会の設置)

第8条 建設工事における業者の選定を、公正かつ適切にするとともに、適正な契約の履行を確保するため、建設工事指名審査委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は、別に定める上板町建設工事請負業者選定要綱運用基準に基づき、業者の工事の施工能力、経営規模、地理的条件その他の諸条件を審査し適格業者を選定する。

(組織)

第9条 委員会は、当該建設工事を所掌する課ごとに次の職にある委員及び臨時委員をもって組織する。副町長、理事、総務課長、建設課長、産業課長、環境保全課長、水道課長、福祉保健課長、教育委員会事務局長並びに当該建設工事を所掌する課長及び委員長の指名する職員。

(委員会)

第10条 委員長は副町長をもって充てる。

2 委員長は会議を総理する。

3 委員長に事故あるときは、理事にあたる委員が職務代理をする。

4 委員長は臨時に必要と認めるときは、関係職員のうち臨時委員を指名することができる。

5 委員長及び職務代理に事故あるときは、委員会に於いて委員の総意のもと委員長を決定する。

(会議)

第11条 会議は委員長が招集する。

2 委員会の議事は公表しない。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は委員長の指定する課において処理する。

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

第5章 補則

(職務上の秘密保持)

第14条 委員会の委員長、委員、臨時委員及び関係者は業者選定について職務上知り得た事からを他に漏らしてはならない。

(事務手続き等)

第15条 建設工事の事務手続き、様式等は別に定めるものとする。

(実施期日)

第16条	この要綱は平成	4年4月	1日から施行する。
	この要綱は平成	6年8月	1日から施行する。
	この要綱は平成	7年6月	6日から施行する。
	この要綱は平成	8年6月1	1日から施行する。
	この要綱は平成	9年7月	1日から施行する。
	この要綱は平成	10年6月	9日から施行する。
	この要綱は平成	11年6月	1日から施行する。
	この要綱は平成	12年5月2	4日から施行する。
	この要綱は平成	13年5月2	4日から施行する。
	この要綱は平成	14年6月	4日から施行する。
	この要綱は平成	15年6月2	6日から施行する。
	この要綱は平成	16年8月	3日から施行する。
	この要綱は平成	18年7月	7日から施行する。
	この要綱は平成	19年8月	7日から施行する。
	この要綱は平成	20年7月	1日から施行する。
	この要綱は平成	22年4月1	4日から施行する。
	この要綱は平成	23年8月	1日から施行する。
	この要綱は平成	24年5月	1日から施行する。
	この要綱は平成	24年12月	3日から施行する。
	この要綱は平成	25年4月1	2日から施行する。
	この要綱は平成	26年4月	1日から施行する。
	この要綱は平成	28年4月	1日から施行する。
	この要綱は平成	30年4月	1日から施行する。

上板町建設工事請負業者選定要綱別表(第3条・第5条関係)

[平成30年4月1日改正]

建設工事の種類	上板町の等級	徳島県の等級	等級別発注金額
土木一式工事	特 A	特 A	—————
	A	A, B	700 万円以上 2 億円未満
	B	C, D	700 万円未満
舗装工事	A	A	—————
	B	B	3, 000 万円未満
	C	C	1, 000 万円未満
水道施設工事	特 A, A, B	特 A, A, B	2, 000 万円以上
	C	C	2, 000 万円未満
	D	D	1, 000 万円未満
建築工事一式	特 A	特 A	—————
	A	A	2 億円未満
	B	B	7, 000 万円未満
	C	C	2, 500 万円未満
その他工事	A	A	—————
	B	B	—————
	C	C	500 万円未満

※土木工事については、徳島県の等級に基づき上板町の等級を決定する。

※土木一式工事以外の等級については、徳島県の等級を上板町の等級とする。